

人権同和教育だより

第 63 号

発行 長野県教育委員会
編集 人権・同和教育課
発行人 小幡 誠 宣
印刷 (株)日美印刷

「一緒にいこうよ」

人権教育指導事例集
～ヒューマンライツ イン ながの(学校教育編)～



そのひとことで救われる

長野県教育委員会

平成12年度差別の解消を目指すポスター入選作品から
長野県松本蟻ヶ崎高等学校 三谷 菜那

もくじ

- 平成十四年度の出発に当たり……………1
- 長野県部落解放審議会答申(概要)……………2
- 「平成十四年度の人権同和教育の基本的な方向」について……………3
- 人権同和教育 年間行事計画……………4

平成十四年度の出発に当たり

新しい教育課程がスタートしました。各学校におきましては、週五日制への対応、総合的な学習の時間への取組等をもとに、児童生徒に生きる力を育むためのさまざまな教育活動が展開されていることと思えます。

さて、知事は、「地域改善対策に係る国の財政上の特別措置に関する法律」期限後の同和対策のあり方について、平成十三年五月、長野県部落解放審議会に諮問しました。審議会では、十回の審議や現地調査、意見聴取などを経て、本年一月二十四日に答申しました。(二面参照)

このほか、国の段階でも、人権教育をめぐる動きが活発になってきました。

平成十二年十二月六日には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(法律第百四十七号)が施行されました。今後は、国で策定された基本計画を受け、人権教育及び人権啓発が行われていくこととなります。

また、人権擁護推進会議によ

る人権救済答申等に基づき、政府は、三月八日国会に「人権擁護法案」を提出しました。法律の目的としては、「人権救済及び人権啓発の措置を講じ、人権擁護施策の推進を通じ、人権尊重社会の実現に寄与すること」とされています。

県教育委員会では、先に述べました部落解放審議会答申ならびに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成十一年三月策定の「人権教育のための国連10年長野県行動計画」に基づき、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けて人権同和教育を推進していくこととなります。今号では、人権同和教育を巡る様々な状況を基に、今年度の推進の方向についてお知らせします。

長野県教育委員会では、「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を推進するため、「人権教育指導事例集」を刊行します。この中には、具体的な実践事例が掲載され、学校における人権教育の一つの方向が示唆されています。

人権教育を推進するに当たり、まずは、温かな人間関係の中で、安心して自己を表出し、自信を持って自己を語ることでできる環境づくりをお願いいたします。

そして、人権尊重の精神が涵養され、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざす子ども達の多様な学びが保障されることを願っております。



長野県部落解放審議会答申(概要)

平成十三年五月二十一日、知事からの「今後の同和对策のあり方について」の諮問を受けた県部落解放審議会は、地区住民や民間運動団体との意見聴取及び、現地視察などを含む十回の審議を行い、平成十四年一月二十四日に答申しました。

答申の概要を以下に掲載します。

第一 同和问题解決のための基本方向

一 同和问题に関する基本認識

○人権の世紀といわれる二十一世紀を迎え、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和问题の解決に向けてより一層主体的に努力していかねばならない。

○これまでの成果と課題を踏まえ、就労、教育等の課題や、依然として差別事象があつてを絶たない現状を受け、同和行政を進める必要がある。

二 同和问题解決への取組みの経緯並びに現状と課題

○特別対策事業により、環境改善などの基盤整備が進展するなど一定の成果をあげたが、少数散在型のため総合的対策が困難だという問題や、就学、就労等における較差もある。

第二 同和问题解決のための施策の方向

一 県単独事業の方向

(一)環境改善事業等の基盤整備に関する事業、個人給付事業

○特別対策事業は平成十三年度末で終了し、一般対策に移行、必要に応じ経過措置を講ずる。

(二)意識調査の必要性
○引き続き「県民意識調査」

などの実施が必要。
(三)人権に関わる相談体制の整備

○人権問題は、複雑化、多様化しており専門的な立場からの具体的な対応が必要。

○相談者からすれば、窓口が明確で、相談しやすい身近な総合的窓口体制を求めている。

○県民にとって利用しやすい相談体制の整備を行う必要がある。

(四)条例の制定
○あらゆる人権が護られる条例の制定について主体的な検討が必要。

二 教育・啓発のあり方
(一)人権教育・人権啓発の推進
○教育・啓発は、引き続き積極的に推進していくべきだ。

○同和问题を重要な柱として人権教育、啓発の推進という視点からの再構築が必要。

○国際協調、国際的人権感覚の視点も重視し、指導者の資質向上、人材育成を進める。

(二)人権同和教育基本方針について
○同和教育基本方針の見直しは、共生の視点に立った集団づくりや、住民参加・参画の

教育を進める必要がある。
(三)人権啓発センターの充実
○二十一世紀にふさわしい総合的人権センターを目指し、施設も含めて見直しを図っていく必要がある。

三 今後の協調団体との関わり方
○今後も協調するが、既存四団体に留め、関係も見直しを行う必要がある。

○補助金、委託料については、説明責任や情報公開の観点から所要の見直しを行う。

四 長野県部落解放審議会のあり方
○名称、目的等の変更を含め改組の上、人権・同和问题の解決に向け、第三者機関として活用すべき。

五 県の体制と今後の方向
○施策の推進にあたっては、全庁的な取組みが必要であり、人権・同和政策課、同和教育課が総合調整機能を発揮することが求められる。

○人権の世紀に対応した総合的な人権行政のあり方、新たな行政機能の充実の検討が必要。

○今後の本県の総合的な人権・同和施策の基本的方向を示すべき。

(答申の内容は、長野県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.nagano.jp/>)

人権同和教育の方向

この中で、部落解放審議会は、「教育・啓発は、引き続き積極的に推進していく必要がある」とし、「同和问题を重要な柱として人権教育、啓発の推進という視点からの再構築が必要」という見解を示しました。この観点を基に、今後の同和教育の方向を、「教育・啓発のあり方」で、「人権同和教育」と位置づけました。そこで、部落解放審議会答申を踏まえ、十四年度から、「人権同和教育」として、「人権尊重の精神を涵養し、同和问题をはじめとするあらゆる人権問題を解決する意欲と実践力をもった人間を育てる」ことを目指し、推進していくこととなりました。

また、同和教育課の名称も「人権同和教育」の推進が明確になるよう、さらに、社会部「人権・同和政策課」に合わせ、「人権・同和教育課」といたしました。

各学校におかれましては、以上の点をご理解いただき、「人権同和教育」が機能する中で、子ども達が安心して生活し、自信を持って自己を表現し、生き生きと学習活動に取り組むことができるよう願っています。

(詳細三面)

「平成十四年度の人権同和教育の基本的な方向」について

長野県教育委員会では、第一面でお知らせしましたように、人権同和教育の基本的な方向を、以下のようにとらえ、推進していくこととなりました。

【現状と課題】

本県の同和教育は、全ての学校及び地域で取り組まれるようになり、県民の人権尊重の意識の高揚や「共に生きる心」の広がりなど、一定の成果を上げてきた。

しかし、私たちの身の回りには、依然として、部落差別をはじめとするさまざまな差別や偏見、その他の人権侵害、さらには生命・身体の安全にかかわる事象が存在している。また、国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

こうした課題を解決して、人権尊重の社会を築くためには、これまでの同和教育で取り組まれてきた内容・手法や、その中で得られた成果や問題点を踏まえて、国際的な視点も重視しながら、同和教育を重要な柱としてさまざまな人権問題に取り組みを広げ、互いの人権感覚を磨き合う人権同和教育を推進しなければならない。

【人権同和教育の方向】

本県における人権同和教育は、人権尊重の精神を涵養し、同和教育をはじめとするあらゆる人権問題を解決する意欲と実践力を持った人間を育てることを、めざすものである。

【人権同和教育を進めるにあたって】

人権尊重の社会を築くにあたっては、人権一般の普遍的な視点からの取組として、一人一人の自尊感情を育て、人権感覚を磨きあうことで、権利と責任、互いの多様性の尊重といった「共生の心」を醸成していくことが重要である。

また、人権課題に即した個別的な視点からの取組としては、身の回りにおける人権課題の現実に学び、その痛みに体験的に共感し、自ら課題を解決していくことが求められる。特に、同和教育については、引き続き重点的に教育・啓発に努めるとともに、女性、子ども、高齢者、障害者及び外国人などにかかわる人権上の課題に対して、理解と認識を深め、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして実践していく力を育てる必要がある。

そのために、特に次のことに留意して、人権同和教育を推進する。

一 学校・地域・職場等のあらゆる場を活用し、生涯学習の視点に立って、それぞれの主体性と相互の連携に留意して、推進を図る。

学校教育においては、共生の視点に立って、開かれた学校づくりを進めるとともに、人権の尊重される集団づくりや学習環境の整備を進める。また、幼児期や低学年期から発達段階に即し、学校や地域の実態に応じた多様な学習内容や学習形態を取り入れる。社会教育においては、人権にかかわるさまざまな団体等と連携を図るとともに、住民参加・参画の教育を進める。

二 人権同和教育の指導者の一層の育成と推進体制の更なる充実及び機能化を図る。

三 県民誰もが主体的に学ぶことができるよう、研修内容の充実や手法の工夫を図り、分かりやすくかつ実践につながるものにしていく。

四 広報媒体を活用した啓発活動を更にきめ細かく実施し、啓発、学習資料の内容の見直しや充実を図る。

【人権同和教育の基本方針の研究】

人権を尊重し、差別のない明るい社会を築いていくため、新たな人権同和教育の基本方針について研究する。研究にあたっては、次の点に配慮する。

- 一 平成十六年を目標年とする「人権教育のための国連10年長野県行動計画」に基づいて、さまざまな人権課題について取り組む人権教育を推進してきていること。
- 二 地対財特法失効に伴う同和对策事業の見直しにより、現行の「同和教育の基本方針」の見直しの必要性があること。
- 三 「人権教育・啓発推進法」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発の基本計画」を踏まえること。
- 四 今後の人権教育・人権啓発のあり方について、県部落解放審議会から出された答申を尊重すること。

以上平成十四年度人権同和教育の基本的な方向についてお知らせしました。

この方向をもとに、今年度の人権同和教育が推進されます。また、前述の観点から、今年度の学校人権同和教育を推進する上での重点を、

- ① 幼・保、小、中、高の連携と一貫性
- ② 児童生徒等の発達段階に即

- ③ した人権意識の高揚
- ④ 多様な体験活動を通し、学校や地域の実態に応じた推進
- ⑤ 安心して自己を表現できる学習の場の創造を目指す日常的な推進
- ⑥ 人権教育指導事例集の活用としました。

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目標の実現を目指した教育活動の展開と児童生徒等が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるよう、計画的・継続的な指導が求められています。また、子ども達に人権尊重の精神を涵養していくためにも、計画的・継続的な研修を行い、教師自身の人権感覚を高め、人権に配慮した教育指導や学校運営に努めることが肝要です。これら、本年度の方向を基に、各校におきましては、基本計画の見直しを通し、十四年度の取組の重点の決め出しや、年間指導計画の立案等をお願いします。

今年度の推進に当たり読み合わせを行うなど、研修資料として活用ください。

人権同和教育 年間行事計画

【学校人権同和教育】

○学校人権同和教育担当者会議

対象 小、中、高、盲・ろう

養護学校の人権同和教育担当者

五月 十日(金) 上田

五月 十三日(月) 松本

五月 十五日(水) 飯田

五月 二十日(月) 伊那

五月 二十四日(金) 長野

五月 三十一日(金) 佐久

○学校管理職人権同和教育研修会

対象 小、中、高、盲・ろう

養護学校の校長

五月 二十七日(月) 中・南信

(総合教育センター)

五月 三十日(木) 東・北信

(県庁講堂)

○児童生徒支援加配教員所属学校校長

同教員会議

四月 十八日(木)

(県庁講堂他)

地区別児童生徒支援加配教員研修会

①七月 十六日(火) 佐久

七月 十八日(木) 北信

七月 十九日(金) 上小

七月 二十三日(火) 中・南信

②一月 十七日(金) 中・南信

一月 二十日(月) 佐久

一月 二十七日(月) 上小

一月 二十八日(火) 北信

(以上二事業平成十四年限)

○学校人権同和教育研究協議会

対象 幼・保、小、中、高、盲

ろう、養護学校の教員

(東信)

十一月 十三日(水) 丸子中学校

十一月 二十一日(木) みすず幼稚園

(北信)

十一月 二十九日(金) 豊井小学校

(中信)

十月 三十一日(木) 穂高西小学校

(南信)

十月 二十八日(月) 飯田合庁

十一月 八日(金) 下諏訪中学校

○学校人権同和教育研修会(新規)

対象 小、中、高、盲・ろう

養護学校の教員

七月 二日(火) 中・南信

七月 十一日(木) 東・北信

(いずれも総合教育センター)

【総合教育センター人権同和教育講座】

○初任者研修

対象 小、中、特殊教育諸学校初任者

五月 七日(火)

対象 高等学校初任者

八月 二十七日(火)

○中堅教員研修Ⅰ

①五月 二十九日(水) 三十日(木)

②八月 八日(木) 九日(金)

○中堅教員研修Ⅱ

①五月 二十一日(火) 二十二日(水)

②六月 五日(水) 六日(木)

③八月 六日(火) 七日(水)

○管理職研修

対象 義務新任教員

①五月 十四日(火) 十五日(水)

②五月 十五日(水) 十六日(木)

○専門研修(課題別研修講座)

六月 二十七日(木)

七月 三十一日(水)

八月 一日(木)

九月 四日(木)

九月 二十五日(水)

十月 二十六日(木)

十月 二十九日(火)

十一月 三十日(水)

一月 二十三日(木)

【社会人権同和教育】

○社会人権同和教育研究協議会

対象 市町村人権同和教育担当者

企業人権同和教育担当者

PTA等

六月 五日(水) 長野A

六月 十一日(火) 上田

六月 十二日(水) 飯田

六月 二十一日(金) 伊那

六月 二十五日(火) 松本

六月 二十七日(木) 佐久

長野B

○社会人権同和教育リーダー研修会

十月 二十二日(火) 中・南信

(総合教育センター)

十月 二十九日(火) 東・北信

(更埴市総合文化会館)

※社会人権同和教育の推進の方向

が明らかになります。

学校人権同和教育担当者の研修

の場としても有効です。



平成14年度 人権同和教育中高連絡協議会事務局校・幹事校一覧

通学	事務局校	幹事校
1	飯山北高等学校	栄村立栄中学校
2	須坂高等学校	小布施町立小布施中学校
3	長野工業高等学校	信州大学附属長野中学校
4	長野南高等学校	長野市立篠ノ井東中学校
5	上田千曲高等学校	上田市立第四中学校
6	小諸商業高等学校	小諸市立芦原中学校
7	岡谷東高等学校	岡谷市立岡谷北部中学校
8	伊那西高等学校	宮田村立宮田中学校
9	下伊那農業高等学校	飯田市立宮田中学校
10	蘇南高等学校	三岳村立三岳中学校
11	松本深志高等学校	三郷村立三郷中学校
12	大町北高等学校	大町市立第一中学校

※第8通学区の会計担当校は高遠高等学校

お詫びと訂正

「同和教育だより」第六十二号六、七ページに掲載の、「平成十三年度差別の解消を目指すポスター」作文・詩の審査結果」で、氏名に間違いがありました。

中山小学校六年 藤原朋香さん
 塩田西小学校六年 松井実咲さん
 傍陽小学校二年 井沢 農さん

以上のみなさん大変申し訳ありませんでした。お詫びして、訂正させていただきます。

標題 斉藤金司教育長